

## 指標 14.b.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 14.b.1** 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度枠組みの導入状況

**ターゲット 14.b** 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

**ゴール 14** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度枠組みの導入の度合い

#### ○ 概念

「小規模・零細漁業」とは、一般に次に掲げる漁業をいう。

- 一 無動力漁船及び総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業
- 三 水産動植物の養殖の事業

「アクセス権」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む権利及び漁獲又は養殖した水産物を市場へ流通させる権利をいう。

#### ○ 根拠及び解釈

小規模・零細漁業の権利を認識し保護するためには、以下 3 点の環境整備が必要である。

1. 適切な法律、規制及び政策枠組み
2. 小規模・零細漁業をサポートする特別なイニシアチブ
3. 関連プロセスに小規模・零細漁業団体が参加できる制度的枠組み

この達成状況を測るための指標変数として、FAO が 2 年ごとに実施している「責任ある漁業のための行動規範」（以下、「規範」という。）の達成状況調査の質問票のうち、上記 3 点を考慮し、小規模・零細漁業に関する以下の 3 つの質問への回答を使用する。

1. 小規模・零細漁業セクターを特にターゲットとした法律、規制、政策又は戦略はあるか。

2. 小規模・零細漁業ガイドラインを実施するための現行の特別なイニシアチブはあるか。
3. 小規模・零細漁業者が意思決定プロセスに参加し貢献できるような諮問機関はあるか。

なお、この方法は、指標の管理機関である FAO から示されている指標の作成方法に沿ったものである。

### **データソース及び収集方法**

規範の質問票の小規模・零細漁業に関するセクションの質問に対する回答

### **算出方法及びその他の方法論的考察**

指標は、以下 3 つの変数を使用し、重み付けを与えて計算される。

変数 1：小規模・零細漁業セクターを特にターゲットとした法律、規制、政策  
又は戦略の存在

変数 2：小規模・零細漁業ガイドラインを実施するための現行の特別なイニシアチブ

変数 3：小規模・零細漁業者が意思決定プロセスに参加し貢献できるようなメカニズムの存在

規範の質問票に含まれる 3 つの質問への回答に以下のとおり重み付けを与える。全ての質問に“Yes”と回答した場合、スコアは 1 となる。

	サブ変数	重み付け
<b>変数 1</b>	1.1	0.1
	1.2	0.1
	1.3	0.1
	1.4	0.1
	1.5	<sup>1</sup>
	<b>小計</b>	<b>0.4</b>

	サブ変数	重み付け
<b>変数 2</b>	2.1	0.03
	2.2	0.03
	2.3	0.03
	2.4	0.03
	2.5	0.03
	2.6	0.03
	2.7	0.03
	2.8	0.03
	2.9	0.03
	2.10	0.03
	<b>小計</b>	<b>0.3</b>

	サブ変数	重み付け
<b>変数 3</b>	3.1	0.3
	<b>小計</b>	<b>0.3</b>

- コメントと限界  
なし

#### データの詳細集計

なし

#### 参考

なし

#### データ提供府省

農林水産省水産庁

#### 関連政策府省

農林水産省水産庁

#### 担当国際機関

国連食糧農業機関(FAO)